

稲美町立ふれあい交流館使用申請者向け使用可否セルフチェックリスト

申請前に必ずご確認ください。

1 つでも「はい」がある場合は、当施設のご使用をお断りします。

確認事項	はい	いいえ
1. 会場で商品の販売、予約、契約の締結、または宣伝を行いますか？	☐	☐
2. 営利を目的とする塾、教室、興行、または企業・個人事業主の業務として使用しますか？	☐	☐
3. 参加費等から、会場使用料等の実費を除いた「利益」が主催者や講師に発生しますか？	☐	☐
4. 採用面接や入社試験、または取引先との商談に使用しますか？	☐	☐
5. 無料の催しですが、終了後などに自社商品やサービスの勧誘を行いますか？	☐	☐
6. 他の有料イベントのチケット販売や業者の飲食販売を伴いますか？	☐	☐

[非営利として認められる例外項目]

- ・実費のみの徴収：入場料等が会場使用料、資料代、講師への謝金・旅費などの合計を超えず、主催者に利益が残らない。
- ・活動に付随する物販：演奏会での CD 販売や講演会での講師著書の販売など、催しの目的達成に必要な範囲である。
- ・福祉・公益目的：福祉団体による授産製品の販売やバザー等で収益を全額寄付や活動費に充てる。
- ・行政の後援：稲美町や稲美町教育委員会から後援、協力等を受けている事業である。

[申請者への注意事項]

- ・虚偽の申請：申請内容と実際の使用実態が異なる場合（非営利で申請し、実態は営利活動を行った場合）、使用許可の取り消しや今後の使用制限を行うことがあります。
- ・判断の留保：チェックリストの結果にかかわらず、最終的な判断は「稲美町立ふれあい交流館での行事等における実費を徴収する際の使用許可基準」に基づきます。
- ・資料の提出：非営利と判断するため、行事等における実費徴収承認申請書、団体の規約、行事等にかかる書類（当日のプログラム、収支予算書、配布予定のチラシ）等の提出をお願いします。